

IGL 医療福祉専門学校 新型コロナウイルス感染症対策基本方針

1. 通学や学校内における厳守事項

【登校前】

- 1) 毎朝体温を測り、体温及び健康状態を記録してください。
- 2) 倦怠感、呼吸困難、発熱等の風邪症状や味覚・嗅覚異常等の明らかに通常時と違う症状がある場合には出席停止とします。速やかに学校に報告の上、医療機関を受診してください。
- 3) 同居家族が新型コロナウイルスに罹患した場合、症状がない場合は、登校・出勤は可能となります。但し、感染対策には十分に留意して下さい。
* 上記のような新型コロナウイルス感染予防のための欠席の期間は、出席停止として取り扱います。

出席停止とは	出席すべき日数から除外する。(例：15回の授業予定が2回出席停止となると13回の授業となる。試験の受験資格の計算時の分母が減る。) 又は授業の遅れなどが懸念される場合は、遠隔授業、課題授業を自宅で受講し出席とする。実習など遠隔授業、課題授業が困難な場合、後日補講を受講し出席扱いとする。
--------	---

2. 2023年5月8日以降の感染症対策並びにマスクの着用について

厚生労働省より、3月13日以降のマスク着用については、個人の判断に委ねることを基本とし、感染防止対策として効果的な場合にはマスク着用を推奨する旨の方針が示されています。

本校における感染症対策並びにマスク着用ルール等について、以下のとおり変更を行います。但し、マスクは常時携帯してください。

【登校時】

マスクの着用を求めないことを基本とした上で、登下校時に混雑した電車などに乗る場合は、マスクの着用をおすすめします。

【スクールバス乗車時】

- 1) 密閉空間を避けるため、窓を開けて運行します。
- 2) 混雑した車内では不織布マスクを着用し、咳エチケットを守ると共に、不要な会話は控えて下さい。

【学校到着時】

- 1) 玄関ロビーに設置されているアルコールで手指消毒をしましょう。
- 2) エレベーターは使用せず、階段を利用しましょう。

【教室内・授業など】

- 1) 学生及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本としますが、基礎疾患があるなど様々な事情によりマスクの着用を希望した場合、マスクの着脱を求めることはありません。
- 2) 休憩時間や授業時は窓や出入口を少し開けたままにしましょう。騒音や暑さ寒さが気になる場合は定期的に窓を開けて換気をしましょう。

(1時間1回、数分間程度、2方向の窓や扉を開け自然換気を実施して下さい。)

- 3) 食事をする際は引き続き、食事の前後の手洗いを徹底してください。
- 4) 教室内の机の配置は、向かいあわせにしない、向かい合わせにする場合は、一定の距離(1m程度)を確保してください。
- 5) 校内においてマスクの着用を求めないことを基本としますが、他者との距離を十分に確保できない恐れがある授業(実技・演習など)については、マスクの着用を求める場合がありますので、担当教員の指示にしたがってください。
- 6) 医療機関、高齢者施設などの実習に行く場合、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的となりますので、マスクの着用を求められます。その際は担当教員の指示にしたがってください。

【部活動】

- 1) 屋内での部活動実施においては、定期的な換気を必ず行ってください。
(1時間1回、数分間程度、2方向の窓や扉を開け自然換気を実施して下さい。)
- 2) 大声での発声は控えて下さい。
- 3) 見学や休憩時には、触れ合わない程度の距離を確保して下さい。

3. 出席停止と登校再開の基準

別紙の「新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対応フローチャート」を参照してください。

4. その他

- 1) マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

以 上